

ヒト受精胚作成研究計画の申請の概要

平成 29 年 7 月 31 日

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」第 5 章第 1 の 2 (2) に基づく研究計画の申請の概要は、以下のとおり。

1. 申請の概要

(1) 研究計画の名称

ヒト未成熟卵子の in vitro における成熟誘導

(2) 研究機関の名称

大阪府内のクリニック

(3) 研究責任者の氏名

上記クリニックの医師

(4) 研究に用いられる配偶子の入手方法

卵子：生殖補助医療目的で採取され、顕微授精や卵子凍結を行う前に未成熟であると確認された卵子のうち、当該目的へ使用されなかった卵子において、提供者（夫婦）の同意を得たもの。

精子：生殖補助医療目的で採取及び保存されている精子のうち当該目的に使用されなかった精子において、提供者（夫婦）の同意を得たもの。

(5) 研究の目的

ヒト未成熟卵子における体外成熟法の成熟率の向上と、成熟した状態で得られた卵子と同等の受精率及び胚盤胞到達率を目標として、より有効な体外成熟培養法の開発を目的とする。

(6) 研究の方法及び期間

研究方法：未成熟卵子を、有用性が期待される物質 5 種類を各々添加した培地で培養し、成熟を試みる。成熟を確認後、顕微授精によりヒト受精胚を作成し最大 7 日間培養する。未成熟卵の成熟率、成熟卵の受精率、分割率及び胚盤胞到達率を比較解析する。

研究期間：5 年間

(7) 提供機関の名称及び研究機関の長の氏名

研究機関と同一